「

2	北海道横断自動車道黒松内釧路線	札樽自動車道	小樽市（小樽インターチェンジ）から札幌市白石区（札幌ジャンクション）まで
		道東自動車道	千歳市（千歳恵庭ジャンクション）から北海道中川郡本別町（本別インターチェンジ）まで

」に改める。

１．⑶㉓のうち、ロを削り、ハをロ、ニをハ、ホをニとし、ニの次に次のとおり加える。

ホ　夕張・むかわ・占冠　立寄りパス

㈠　割引をする自動車

㈡に定める適用区間のインターチェンジ相互間を通行する途中で、㈥に定める期間の日に道東自動車道の夕張インターチェンジ、むかわ穂別インターチェンジ、占冠インターチェンジ又はトマムインターチェンジのうちいずれかのインターチェンジ（以下「立寄りＩＣ」という。）を流出し、同一日に同一立寄りＩＣから再流入し、順方向へ通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

立寄りＩＣまでの通行と同一立寄りＩＣから再流入した通行に係る料金の合計額は、㈡に定める適用区間の各インターチェンジ相互間の通行料金に50パーセントの割引を適用した額とする。

なお、本割引適用後の料金の額は、高速自動車国道又は日高自動車道の別に算出することとし、それぞれの算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うものとする。

㈢　実施する期間

平成23年10月29日から同年12月25日までの間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年７月20日法律第178号）第３条に定める休日並びに平成23年11月４日。

㈣　適用区間

本割引の適用区間は下表のとおりとする。

下表の各列最上段はインターチェンジを指し、記号の○は当該記号の列に記載のインターチェンジと当該記号の行に記載のインターチェンジ相互間が本割引の適用区間であることを示す。また記号の×は同様に本割引の適用区間ではないことを示す。

「道東自動車道（千歳恵庭ジャンクション・夕張間、占冠・本別間、本別ジャンクション・足寄間）

	千歳東	追分町	夕張
恵庭	16.6		
千歳	17.6	9.3	29.5
追分町			20.2

なお、インターチェンジのうちＡとは道央自動車道の森インターチェンジから札幌南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、道東自動車道の千歳東インターチェンジ若しくは追分町インターチェンジ又は日高自動車道の沼ノ端西インターチェンジを指し、Ｂとは道東自動車道の十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまでの間の各インターチェンジ又は道東自動車道の足寄インターチェンジを指す。

	夕張	むかわ穂別	占冠	トマム	B
A	×	○	○	○	○
夕張	×	×	○	○	○
むかわ穂別		×	×	○	○
占冠			×	×	○
トマム				×	×
B					×

㈤　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

別表３のうち、

「道央自動車道（落部・札幌南間、札幌・士別剣淵間）

	八雲
落部	16.0

」を

「道央自動車道（森・札幌南間、札幌・士別剣淵間）

	落部	八雲
森	20.2	36.2
八雲		16.0

」に、